学校法人京都外国語大学　公益通報等に関する規程

（平成27年3月10日制定）

（目的）
第１条　この規程は、公益通報者保護法（以下「通報法」という。）の趣旨に基づき、学校法人京都外国語大学（以下「学園」という。）における公益通報及び学園の規則、規程等にかかわる準公益通報等並びにそれらに係る相談に関し必要な事項を定めることにより、公益通報又は準公益通報等（以下「公益通報等」という。）の通報（以下「通報」という。）又は相談をした者の保護を図るとともに、学園の法令遵守体制の整備を図ることを目的とする。
（定義）
第２条　この規程において「公益通報」とは、通報法第2条第1号に定める定義と同旨であって、通報を行うことができる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、学園の役員、教職員その他の者について、通報法及び同法別表に掲げる法令に規定する罪の犯罪行為の事実若しくは過料の理由とされている事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又まさに生じようとしている旨を、次に掲げる者に通報することをいう。
（１）第4条に定める受付窓口
（２）当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関
（３）その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
２　準公益通報とは、通報を行うことができる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、学園の役員、教職員その他の者について、学園の規則、規程等に違反する事実又はそのおそれがある事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、学園の運営に重大な支障が生じると認められるとき、その旨を第4条の規定に定める受付窓口に通報することをいう。
（通報を行うことができる者）
第３条　通報を行うことができる者は、学園の教職員（非常勤・臨時の場合を含む。）、学園において業務を行う派遣労働者及び学園との契約に基づいてその業務に従事する労働者（通報の日前1年以内に教職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）及び役員（以下「教職員等」という。）とする。
（受付窓口及び従事者）
第４条　通報を受け付ける窓口は、コンプライアンス推進室とする。
（通報の方法）
第５条　通報は、電子メール又は書面によって行うことができる。
２　通報を行う者（以下「通報者」という。）は、当該対象事実について通報を行うこととした理由を示さなければならない。この場合において、当該対象事実について証拠となるものがある場合は、併せて提供するものとする。
（不正通報の禁止）
第６条　教職員等は、不正の利益を得る目的、他人又は学園に損害を加える目的その他不正の目的をもって、通報を行ってはならない。
（通報の受付）
第７条　コンプライアンス推進室長（以下「室長」という。）は、教職員等から通報を受けた場合、速やかに当該通報者にその旨及び通報者の秘密は保持される旨を適宜な方法により通知するものとする。
（通報の受理）
第８条　室長は、前条の受付をした場合において、遅滞なく当該通報について、事実関係の確認等調査の必要性の有無等を判断し、相当であると認める場合は、公益通報等として受理し、調査の開始等所定の対応をするものとする。ただし、当該通報事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りでない。
２　室長は、当該通報者に対し、前項の対応の概要について、速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、公益通報等として受理しない場合は、その理由を併せて通知するものとする。
（通報の不受理）
第９条　次の各号に係る通報については、この規程に基づく公益通報等として受理しないものとする。
（１）内容が具体性を伴わず不分明なもの

（２）私的な事項であって公益にかかわらないもの等内容が妥当性を欠き、又は虚偽若しくは他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
（３）単なる伝聞に基づくものなど、内容について信ずるに足りる理由等が明らかに認められないもの
（４）通報対象事実について学園が法的権限を有せず、社会通念上関与することに合理性が認められないもの
（５）学園の所定の事務組織において所管し、処理することとされている公的研究費及びハラスメント等人権侵害に関するもの
（６）既に受理している事実について行われたもの
（７）その他公益通報等に該当しないことが明らかであるもの
２　室長は、前項第5号の場合においては、当該処理の手続の相違等をもって通報者に過度の負担が生じることのないよう配慮しなければならない。
（調査の実施）
第10条　室長は、第8条の通報内容の事実関係の調査を行うに当たっては、当該調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
２　調査委員会の設置、調査権限及び調査手続は、「学校法人京都外国語大学　コンプライアンス推進委員会規程」の定めに準じる。
（留意事項）
第11条　公益通報等の調査等にかかわる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。
（１）通報者及び第三者の権利を侵害しないこと
（２）関係者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
（３）公正、公平の態度を保持し、事実に基づいた調査を行うこと
（４）通報者個人を特定する情報等個人情報にかかわる事項については、個人情報保護法及び学園の当該関係規程に基づき対処するとともに、知り得た秘密を漏らさないこと
２　公益通報等の調査等にかかわる者は、その職を離れた場合であっても、知り得た秘密を漏らしてはならない。
３　学園は前2項の規定に違反した者に対し、就業規則等に基づく処分等を行うことができる。
４　公益通報等の調査等にかかわる者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
（報告）
第12条　室長は、公益通報等を受けたときは、速やかに理事長にその旨を報告するものとする。ただし、公益通報等に理事長又は常任理事に関する通報が含まれる場合は監事に報告するものとする。この場合において、通報者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を示してはならない。
２　室長は、調査を終了した後、速やかにその結果を理事長に報告しなければならない。ただし、公益通報等に理事長又は常任理事に関する通報が含まれる場合は監事にも報告するものとする。
（是正措置等）
第13条　理事長は、前条第2項の報告により公益通報等に係る事実の存在が確認された場合は、通報法第9条の規定の趣旨に基づき、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講ずるとともに、必要に応じ当該対象事実の関係者に対し就業規則等に基づく処分等を行うものとする。
２　前項の場合において、公益通報等が理事長又は常任理事に関するものであるときは、理事長は、是正措置、再発防止措置及び処分の決定にあたり、監事の同意を得るものとする。
３　室長は、遅滞なく調査結果（通報事実が認められないときは、その旨及び前項の措置が講じられた場合は、当該措置を含む。）を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
（不利益取扱いの禁止）
第14条　学園は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇・労働者派遣契約の解除・減給・降格・退職金の不支給その他不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。
２　学園の役員及び教職員は、通報者が誰であるか、通報に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。
３　学園の役員及び教職員は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
４　学園は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

（周知）
第15条　学園は、公益通報等の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、教職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。
（相談）
第16条　公益通報等に係る相談については、相談窓口、相談者の保護等この規程の趣旨に準じて取り扱うものとする。
（通報法の規定の趣旨の参照）
第17条　この規程の解釈・運用に当たっては、通報法における当該関係規定を斟酌して行うものとする。
２　室長は、公益通報等に該当しない通報、匿名による通報等について、法令遵守の精神から必要があると認めるときは、この規程の趣旨に準じ、相当な対応をすることができる。
３　通報が受付窓口でなく、学園の事務組織所轄の役職者等に行われた場合にあっても、緊急性等相当の理由があると認められるときは、この規程の趣旨に準じ、当該組織内の任意措置、受付窓口への連絡等適切な措置をとるものとする。
（規程の改廃）
第18条　この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附　則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附　則
　この規程は、令和5年3月13日から施行する。
附　則
　この規程は、令和7年4月1日から施行する。